

## 建5委第253号 (都) 根廻・初原線道路測量設計業務委託

### 特記仕様書

#### 1. 適用範囲

本特記仕様書（以下「特仕」という。）は、松島町が実施する「建5委第253号 (都) 根廻・初原線道路測量設計業務委託」（以下「本業務」という）に適用する。

本業務は、「契約書」、「特仕」、宮城県「宮城県土木部制定共通仕様書（建設関連業務）」、（最新版）、その他関係法令に準拠して実施しなければならない。

なお、準拠文献等のうち、本業務に必要なき事項については、適用を除外する。

#### 2. 業務目的

本業務は、初原地区に新たな産業拠点（松島イノベーションヒルズ）の整備を目的とした土地利用計画に合わせ、（都）根廻・初原線を整備するための測量および設計等を行うものである。

また、（都）根廻・初原線道路整備にかかる関係機関との協議を行い、工事の着手が円滑に行えるようにするものである。

#### 3. 業務内容

##### (1) 設計延長 L=100m

##### ① 測量業務

基準点測量	N=2 点
水準測量	一式
現地測量	A=0.001k m <sup>2</sup>
路線測量	L=0.1km

##### ② 設計業務

道路設計	L=0.1km
------	---------

##### (2) 設計協議

本業務の遂行にあたっては、下記の設計協議を行うものとする。

- ① 業務着手時
- ② 業務中間時（3回）
- ③ 成果品納入時

### (3)関係機関との協議

本業務の遂行にあたっては、下記機関との協議を行うものとする。

- ① 宮城県道路公社（松島大郷 IC, 黒ヶ沢橋）
- ② 区画整理組合

### 4. 納入成果品

本業務の成果品は、下記のとおりとする。

- |            |               |
|------------|---------------|
| (1)実施設計図   | A3 縮小版 2 部    |
| (2)数量計算書   | A4 ファイル製本 2 部 |
| (3)報告書     | A4 ファイル製本 2 部 |
| (4)上記電子データ | 一式            |

業務完了後、受注者の責に帰すべき理由による成果品の不備が発見された場合は、速やかに訂正および補足、その他の必要な措置を講ずるものとする。

### 5. 成果品のとりまとめ

納品成果品のとりまとめは下記のとおりとする。

電子データについては、製本による成果品の体裁を P D F 形式に変換、整理したもののほか、作成したデータを下記の形式により格納すること。

- (1)文章：W o r d 形式
- (2)表・グラフ：E x c e l 形式
- (3)写真：J P E G 形式
- (4)図面データ：J W W 型式および D W G 形式

### 6. 参考文献等の明記

- (1)文献等の資料を引用した場合は、その文献、資料名等を明記しなくてはならない。
- (2)参考文献等の引用にあたっては、監督員の承諾を得なければならない。

### 7. 管理技術者等

受注者は道路部門の登録業者とし、管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（建設部門(道路)）を有しており、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。担当技術者は、速やかに対応できるよう宮城県内の事務所等に配置すること。

## 8. 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了にあたって、契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出し、承認を受けるものとする。

- (1)業務実施計画書
- (2)着手届
- (3)管理技術者・照査技術者選任届（経歴・資格証付記）
- (4)工程表
- (5)完了届及び納品書
- (6)その他必要書類

## 9. 関係官公庁その他手続き

- (1)受注者は、本業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに処理するもの。
- (2)発注者が関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を発注者に報告し協議すること。

## 10. 現場作業

- (1)現場作業員は、必要に応じて身分証明書を携帯すること。
- (2)作業の過程においてやむを得ず民有地へ立入作業を行う場合は、事前に担当職員に報告し、地権者等の了解を得ること。

## 11. 行政情報流出防止対策の強化

- (1)受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。
- (2)発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ報告を求め、検査確認を行う場合がある。

## 12. 疑義

「特仕」に、定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議して定めるものとする。